

## 一次審査評価基準

別表1

- ・項目Bの実績とは、単体企業によるものに限る。
- ・項目Bに記載のある複合公共施設とは、3機能以上の機能が同一施設内に設置されている施設とする。
- ・項目C, D, Eの経験年数とは、一級建築士としての年数を指す。
- ・項目C, Dの実績規模は、官公庁発注の建築物（新築、増築、改築）の設計業務に限る。
- ・項目C, Dの実績がない場合、算出した評価点に1/2を乗じた点数で評価する。
- ・項目E, F, Gを再委託した場合、算出した評価点に1/2を乗じた点数で評価する。
- ・項目F, Gの経験年数とは、一級建築士又は建築設備士としてのいずれか長い年数を指す。
- ・技術者の兼務を行う場合の評価は、1人の技術者に対して1評価項目のみの評価点とする。

### (1) 企業の評価

項目	評価項目	配点	評価点	①	②
A	企業の保有する技術職員の状況	10	技術者数（換算） 20人以上 10点 10人以上20人未満 5点 5人以上10人未満 3点 5人未満 1点	技術者数（換算） =①の人数×1.2+②の人数×1.0 +③の人数×0.5	<技術者資格（直接雇用のみ）> ①構造設計又は設備設計一級建築士 ②一級建築士・建築設備士 ③技術士・二級建築士
B	企業の同種・類似業務実績（過去10年間の業務実績） ※最大3件まで評価	5	実績点A=①×②×3 実績点B, C=①×② ※①×②の最も高い実績をAとする  評価点=実績点A, B, Cの合計（最大5点）	<実績区分> 複合公共施設 1.0 官公庁本庁舎 1.0 公共施設 0.5	<単体企業による実績規模> 10,000㎡以上 1.0 2,000㎡以上10,000㎡未満 0.5 2,000㎡未満 0.2

### (2) 配置予定技術者の評価【管理技術者・建築（意匠）】

項目	評価項目	配点	評価点	①	②
C	管理技術者の経験・実績	10	①×②の点数を以下に当てはめたものを評価点（実績なしは1/2）とする （1.0=10点、0.5=7.5点、0.25=5点、0.2=3.5点、0.1=2.5点、0.04=1.5点）	<経験年数> 20年以上 1.0 13年以上20年未満 0.5 13年未満 0.2	<実績規模（官公庁・最大の1件）> 10,000㎡以上 1.0 2,000㎡以上10,000㎡未満 0.5 2,000㎡未満・なし 0.2 ※管理技術者としての実績に限る
D	主任技術者の経験・実績（建築意匠）	5	①×②の点数を以下に当てはめたものを評価点（実績なしは1/2）とする （1.0=5点、0.5=3.75点、0.25=2.5点、0.2=1.75点、0.1=1.25点、0.04=0.75点）	<経験年数> 20年以上 1.0 13年以上20年未満 0.5 13年未満 0.2	<実績規模（官公庁・最大の1件）> 10,000㎡以上 1.0 2,000㎡以上10,000㎡未満 0.5 2,000㎡未満・なし 0.2 ※主任技術者（建築意匠）としての実績に限る

※項目C, Dについて兼務することができるが、兼務の場合の評価は、項目Cの評価点のみで行い項目Dは0点とする。

### (3) 配置予定技術者の評価【建築（構造）・電気設備・機械設備】

項目	評価項目	配点	評価点	①	②
E	主任技術者の資格・経験（建築構造）	5	①×②の点数を以下に当てはめたものを評価点（再委託の場合は1/2）とする （1.0=5点、0.5=3.75点、0.25=2.5点、0.2=1.5点、0.1=0.5点）	<経験年数> 20年以上 1.0 13年以上20年未満 0.5 13年未満 0.2	<技術者資格> 構造設計一級建築士 1.0 一級建築士 0.5
F	主任技術者の資格・経験（電気設備）	5	①×②の点数を以下に当てはめたものを評価点（再委託の場合は1/2）とする （1.0=5点、0.5=3.75点、0.25=2.5点、0.2=1.5点、0.1=0.5点）	<経験年数> 20年以上 1.0 13年以上20年未満 0.5 13年未満 0.2	<技術者資格> 設備設計一級建築士 1.0 一級建築士・建築設備士 0.5
G	主任技術者の資格・経験（機械設備）	5	①×②の点数を以下に当てはめたものを評価点（再委託の場合は1/2）とする （1.0=5点、0.5=3.75点、0.25=2.5点、0.2=1.5点、0.1=0.5点）	<経験年数> 20年以上 1.0 13年以上20年未満 0.5 13年未満 0.2	<技術者資格> 設備設計一級建築士 1.0 一級建築士・建築設備士 0.5

※項目E, F, Gについて主任技術者として兼務することができるが、兼務の場合の評価は、評価点が最も高くなる技術者で行いその他の評価点は0点とする。

#### <同点の場合>

- ①項目A→C→Dの順に評価点が高い順とする。
- ②項目Aの換算数の多い順とする。
- ③項目Cの評価点の高い順とする。
- ④上記①～③まで実施してもなお同点の場合は、くじにより順位を決定する。

## 二次審査評価基準

別表2

提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、下記の評価項目について評価を行い、各項目の合計点が最も高いものを最優秀提案者とする。

評価項目	配点	評価内訳						評価点
業務の実施方針	20	優れている 20	良い 16	ふつう 12	やや劣る 8	劣る 4	提案なし 0	
評価テーマ i) (ライフサイクルコスト)	10	優れている 10	良い 8	ふつう 6	やや劣る 4	劣る 2	提案なし 0	
評価テーマ ii) (ユニバーサルデザイン)	10	優れている 10	良い 8	ふつう 6	やや劣る 4	劣る 2	提案なし 0	
評価テーマ iii) (魅力的な場の創出)	10	優れている 10	良い 8	ふつう 6	やや劣る 4	劣る 2	提案なし 0	
見積額評価	10	参考見積書に提示された金額（2年総額）が最低である者を1位として10点を付与するものとし、他の参加者の得点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。なお、価格点の採点については、次の計算式で算出する。  見積額評価点 = (最低提案価格 / 当該提案価格) × 10 ※小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求める。						
一次審査加算	20	一次審査 1位 20	一次審査 2位 16	一次審査 3位 12	一次審査 4位 8	一次審査 5位 4		
合計								

### <評価の着目点>

業務の実施方針	業務の取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等（評価テーマに対する内容を除く）について設計工程計画を踏まえて、的確性、独創性、実現性を総合的に評価する。
評価テーマ	提案内容について、的確性、独創性、実現性を考慮するとともに、地域性として市の現状及び特性を踏まえた今後のまちづくりの提案となっているか、総合的に評価する。

※「的確性」、「独創性」、「実現性」については、次の基準とする。

的確性：与条件との整合が取れているか等

独創性：工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等

実現性：提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等

### <同点の場合>

- ①業務実施方針及び評価テーマ iii) の合計点が高い順とする。
- ②評価テーマ i) 及び ii) の合計点が高い順とする。
- ③一次審査加算の点数が高い者とする。